

## 令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。

レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページでは、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



▲新たな防災気象情報に関する特設ページ

## 『は〜い 農業委員会です』

〜四代目へ続く、花と想いのバトン〜

vol.8

図 農業委員会事務局 ☎0823-43-1645

市農業委員会は農業委員9名・農地利用最適化推進委員15名で構成され、農業振興のため、農地利用の最適化活動を行っています。農業委員の活動を広く知っていただくために、インタビュー形式で掲載します。第8回目は、田中正彦委員（61歳）です。

能美町で三代続く花農家、田中農園。その中心にいるのが、三代目の田中正彦委員です。平成13年に農業委員に就任して以来現在まで、農地の保全やマッチングにご尽力されています。

人生の節目を彩る花と、食卓に並ぶ新鮮な野菜を育て、卒業式や入学式、結婚式、成人式など地域の「おめでとこ」のそばには、いつも田中農園の花があります。

2月の取材時には、ちょうどロザンキユラスとテマリソウの出荷作業が最

盛期で、ハウスいっぱいには花が咲き、家族や従業員総出でてきぱきと作業をされています。その様子からは、あたたかい家族の絆とチームワークが伝わってきました。

長年の努力が実を結び、平成28年にオバマ大統領が広島市を訪問された際、献花の花輪に田中農園の花が使われるという名誉ある出来事もありました。

そして今、息子の智さんが四代目として家業を継がれました。「継げとは言わなかった」と穏やかに笑う正彦さん。その背中を見て育った智さんが、自らの意思で農業を選びました。昨年11月には、かわいいお孫さんも生まれ、農園は益々活気にあふれています。



▲左から、田中智さん、従業員3名、田中正彦さん



江田島警察署通信 第116号 江田島警察署 ☎0823-42-0110



### ～落とし物を語った不審電話に注意！～

昨年来、警察官を語るなりすまし詐欺が、全国で発生しており、江田島市においても半数近くの特種詐欺がこの警察官を語るなりすまし詐欺の手口です。

そして、最近増えてきたのが「遺失物」、いわゆる落とし物に関する電話で、警察や空港の遺失物管理センターを名乗る犯人からかかってきて、手続きのためと銀行などの口座番号などの個人情報を聞き出そうとしたり、手数料や保証金が必要だとしてお金を振り込ませる手口です。

犯人からかかってくる電話は、+で始まる国際電話が多く、警察署の代表番号を偽装してかかってきます。中には、自動音声ガイダンスを使い、「〇〇警察署です。

あなたの落とし物が届いています。音声ガイダンスに従って〇番をプッシュしてください。」と犯人に誘導するものもあります。

現在自動音声で落とし物の通知をするようなシステムを導入している都道府県警察はありません。

特殊詐欺の被害を防ぐには、3つの鍵があります。1つ目は、最新の手口を知ること。2つ目は、防犯機能付き電話導入などの電話対策。3つ目は、必ず誰かに相談するというものです。

もしも落とし物を語った電話がかかってきたら、個人情報や伝えず、いったん電話を切って、江田島警察署に相談してください。

## 農地の売買や賃借には「農業委員会」の許可が必要です

図 農業委員会事務局 ☎0823-43-1645

農地の売買や、貸し借り（賃貸借・使用貸借）をする場合には、**農地法第3条**に基づき、必ず農業委員会の許可を受ける必要があります。また、手続きを経ない無断貸借は法律で禁止されており、耕作者の権利が保護されず、トラブルになる場合があります。大切な資産を守るため、必ず事前にご相談ください。

### 違反例

- ・口約束だけで貸している農地
- ・親戚や知人に信頼だけで貸している農地
- ・契約書があっても、農業委員会の許可を得ていない農地 など

任期満了に伴い、新たに委員を募集

## 農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

図 農林水産課 ☎0823-43-1642 ・ 農業委員会事務局 ☎0823-43-1645

次の内容を確認し、応募、推薦してください。応募資格等、詳しい内容は募集要項をご覧ください。なお、農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。各委員とも候補者評価委員会の意見を受け、決定します。

### 募集人数、任期等

	募集人数	任期	身分	報酬
農業委員	9人 (定数9人)	令和8年11月1日から 令和11年10月31日まで (3年間)	市の特別職の 非常勤職員	月額 25,000円※
農地利用最適化 推進委員	16人 (定数各町4人)	農業委員会が委嘱する日から 令和11年10月31日まで (約3年間)	市の特別職の 非常勤職員	月額 25,000円

※会長は月額32,000円、会長職務代理者は月額28,000円

募集期間 4月1日(水)～4月30日(木) (農林水産課又は農業委員会事務局必着)

土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

### 募集及び推薦に係る書類等

市役所本庁（農林水産課・農業委員会事務局）及び各市民センター（江田島・能美・沖美）又は三高支所で配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

提出先・お問い合わせ先 市産業部農林水産課・市農業委員会事務局（市役所3階）